

## 独禁法・下請法の遵守及び

### 各種コストの適切な転嫁のための価格交渉に関する当社取組方針

当社は、独占禁止法や下請法の遵守を目的に、「独禁法等遵守基本規程」を制定し、その関連規程として「カルテル・談合防止基準」「不正な利益供与に関する規程」「価格転嫁に関するガイドライン」を制定している他、参照が容易な「独禁法コンプライアンスマニュアル」や「独禁法 Q&A 特選 51 問」、「独禁法よくある誤解 29 問」、「価格転嫁実施要領」「下請法の手引」「下請法チェックリスト」等を策定し、各種のモニター・レビュー、教育・研修を通じて、独禁法及び下請法遵守の周知徹底を行っています。また特に、各種コスト変動に伴う適正な価格転嫁及び価格協議への取組みに力を入れており、「各種コストの適切な転嫁のための価格交渉に関する当社方針」を以下の通り定めています。

### 各種コストの適切な転嫁のための価格交渉に関する当社取組方針

当社は、発注者として下記の内容に取り組んでまいります。

#### 記

- ・受注者に対し、労務費等の各種コスト上昇分の取引価格への転嫁に関する協議の場を定期的に設けます。
- ・各種コスト上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、公表資料に基づくものとします。
- ・各種コストの価格転嫁に係る交渉に関しては、サプライチェーン全体での適正な価格設定を意識した交渉に努めてまいります。
- ・受注者から各種コストの上昇を理由に取引価格の引き上げを求められた場合、速やかに協議の場を設け、各種コストの転嫁を求められたことを理由として、取引停止等の受注者に対して不利益な取扱いはいたしません。
- ・受注者からの申入れの態様にかかわらず受注者と協議を行い、必要に応じ各種コスト上昇分の価格転嫁に係る考え方を提案いたします。

2025年7月1日

伊藤忠プラスチック株式会社

代表取締役社長 林 英範